

議案第 14 号

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 25 年
白岡市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「第 24 条」を「第 27 条」に改め、同条第 6 項中「第
14 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 4 項の
改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正に伴い、
本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。